平成２４年（フ）第１０７１０号
東京都練馬区旭町２丁目34―４―104
債務者　谷平　洋子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７２２号
埼玉県三郷市彦成３丁目11―１―904
債務者　今野　孝輝
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７２３号
東京都世田谷区弦巻４丁目13―８―204
債務者　近江　玲鈴
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７３４号
東京都新宿区新宿５丁目11―18―206
債務者　白石健治こと　李　　健治
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７３８号
東京都新宿区早稲田町９―201
債務者　甫坂　よし
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７４７号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目36―30
債務者　佐藤　洋平
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７５４号
東京都新宿区早稲田68―17―203、住民票上の住所大阪府寝屋川市成田東が丘14―18
債務者　村田　成弘
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７５５号
東京都福生市大字熊川326―11
債務者　大金小百合
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７６２号
東京都中野区江原町３丁目27―10　メゾン高崎１―208
債務者　小林　常義
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７６５号
東京都江東区三好３丁目９－８
債務者　野々山恭市
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３３１号
横浜市神奈川区西寺尾２丁目８番６号　ハイツシゲタ201号
債務者　宮崎　淳一
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８１８号
神奈川県藤沢市辻堂西海岸２－７－６―308、住民票上の住所神奈川県藤沢市辻堂東海岸３丁目９番ＦＷ―415号
債務者　岩橋　浩子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３７９号
岡山市東区可知４丁目21番９号
債務者　岡　　良一
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５８号
大分県中津市大字是則1076番地４　ヴェルジェⅡ　Ｆ号
債務者　伊藤　慎吾
1　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月12日午後３時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第６３号
大分県宇佐市大字四日市3021番地の１市営小峰団地700棟724号、住民票上の住所大分県宇佐市大字四日市3021番地の１
債務者　明石さよみ
1　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月12日午後１時45分
大分地方裁判所中津支部破産再生係